



岩手労働局 認定通信



くるみん
子育て支援認定
マーク



プラチナくるみん
更に進んだ子育て
支援認定マーク



えるぼし
女性活躍認定
マーク



ユースエール
若者採用・育成
認定マーク

厚生労働省の認定制度を中心に各種制度をご紹介します。

くるみん・えるぼし・ユースエールとは

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び若者雇用促進法では、一定の基準を満たし、子育て支援、女性活躍推進、若者の採用・育成に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

子育て支援



くるみんは…

- 男性の育児休業者がいる
- 女性の育児休業取得率が75%以上など

女性活躍



えるぼしは…

- 課長相当職以上の女性がいる
- 男女の勤続年数に大きな差がないなど

若者の採用・育成



ユースエールは…

- 新卒者の離職率が20%以下
- 年休取得率が70%以上など

更に高い水準のプラチナくるみん



新設 (令和2年6月1日施行)
女性活躍推進法の改正により更に高い水準の
プラチナえるぼし (仮称)

要件は5ページに掲載

労働局でも認定企業をPR

- 認定企業やその取組を岩手労働局が県内の企業や学生にお知らせしています。
- 例えば、岩手労働局のホームページに掲載したり、認定チラシを大学生に配付したり、認定ポスターを作って市町村や団体に配付したり。その他企業対象の説明会等でも好事例を含めてご紹介しています。

岩手県内で認定を受けた企業の実際の声の一部をご紹介します！

- 自社のHPに掲載。企業アピールの有効なツールの一つとなっている。
- 就職説明会資料にマークを掲載。就活生からくるみんを取得している企業として興味を示された。
- 求人票のくるみんマークを見て応募してくる求職者もいる。
- 企業イメージが変わったと言われる。
- 女子学生にとっては長く安定して働ける条件として企業選択の大きな要因となる。

認定マークの使い道

求人票に認定マークを掲載！

求人票への記載例です。

「くるみん・えるぼし」の併記もできます。

求人票(フルタイム)

1 求人票番号	2 労働条件等	3 求人票の種別	4 会社の情報
5 求人票の種別	6 労働条件等	7 求人票の種別	8 会社の情報

認定マークの記載例が赤枠で示されています。

名刺にもぜひ！

株式会社ハローワーク商事
盛岡支店

支店長
女活 花子

〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15
盛岡第2合同庁舎5階
電話 (019)604-3010
FAX (019)652-7782



自社のHP・商品・会社案内にも！

行動計画策定で企業のやる気を示せます！

子育て支援に積極的である、女性が活躍している企業である。これらを示すには認定マークを取ることがよいのですが、方法はこれだけではありません。**自社の行動計画を立てて外部に発表することにより企業の前向きな態度を示すことができる**のです。特に行動計画が義務化されていない規模の企業（子育て支援では労働者100人以下、女性活躍推進では労働者数300人以下）であれば、「義務ではないのに積極的に行動計画を策定している」との評価を得ることもできます。企業トップが宣言する形にすれば、自社で働く従業員にも会社の方針を示すことができるでしょう。

■次世代法に基づく一般事業主行動計画は、
厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

■女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は、
厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

女性活躍推進法が法改正されました

施行日：令和4年4月1日

1 女性活躍行動計画の策定・届出の義務化

〇〇(株)女性活躍行動計画

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

目標：女性の管理職を〇人以上増やす
取組内容 令和元年〇月～女性の.....

101～300人企業
策定・届出義務

2 自社の女性活躍に関する情報公表の義務化

厚生労働省令で定める項目から1項目以上を情報公表することが求められます。

【管理職に占める女性労働者の割合】

30%（管理職全体（男女計）10人）
令和元年〇月〇日現在

101～300人企業
情報公表義務

「認定に興味がある」そんな場合は岩手労働局認定部にご連絡ください！

岩手労働局認定部は、岩手県内でより多くの皆様に認定制度を知ってもらうこと、そして認定をめざしてもらうことを目指し岩手労働局に設置されたプロジェクトチームです。認定や行動計画に関するご相談をお受けします。お気軽にご連絡ください。

認定に関する連絡先は**最終ページ**にあります

- 認定を目指したい
- 認定要件を満たさない項目についてアドバイスが欲しい
- 企業にあった次世代法・女性活躍推進法の行動計画を作りたい

岩手県内の認定企業好事例集を発行しました！

平成30年7月、これまで岩手県内で認定を受けてきた企業の担当者にインタビューし『認定企業好事例集』を作成し、多くの経営トップの方や人事労務担当者の方からご好評をいただきました。その後新たに認定した企業の記事を追加し平成31年3月に最新版を発行、より多くの取組をご紹介できることとなりました。どの取組も企業ごとの創意工夫が見られ成果を出している事例です。ぜひご覧ください。

■ 掲載内容の一部

- 育児休業期間の体制の整備方法
- 女性管理職の育成方法
- 若者を雇用した後も長く働いてもらい重要な戦力に
- 「残業削減」や「年次有給休暇取得促進」の取組方法

■ 岩手労働局HPでご確認ください

認定企業ごとの好事例 [岩手労働局](#)で [検索](#)



岩手県内の認定企業一覧

(令和元年12月現在)

- 3つの認定制度があります。
- それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
- 岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。

各社の取組内容は岩手労働局ホームページで見ることができます

認定企業ごとの好事例 岩手労働局
検索



若者雇用促進法に基づく

ユースエール認定企業

—若者の採用・育成に積極的な企業です—

企業名	所在地	業種	企業名	所在地	業種
1 (株) エステーモータースクール	滝沢市	教育学習支援業	7 (株) オーレックス	宮古市	製造業
2 (株) 小田島組	北上市	建設業	8 (株) 岩手ヤクルト工場	北上市	製造業
3 (社福) 楽水会	釜石市	介護福祉業	9 (株) 菊池技研コンサルタント	大船渡市	総合建設コンサルタント業
4 ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	10 (株) 北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
5 栗原建設(株)	奥州市	建設業	11 (株) 細谷地	久慈市	卸売業・小売業
6 (有) ほっと水神	北上市	介護福祉業			



次世代育成支援対策推進法に基づく

くるみん・フラチナくるみん認定企業

—子育てサポートに積極的な企業です—

企業名	所在地	業種	企業名	所在地	業種
1 (学) 岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業	19 (社福) 九戸福祉会	九戸村	医療福祉業
2 (株) 岩手銀行 (フラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	20 (医) 友愛会	盛岡市	医療福祉業
3 (株) 東北銀行	盛岡市	金融業	21 (社福) 若竹会	宮古市	医療福祉業
4 (株) エフビー	山田町	製造業	22 (株) 菅文	二戸市	卸小売業
5 (国) 岩手大学	盛岡市	教育学習支援業	23 (社福) 胆沢やまゆり会	奥州市	医療福祉業
6 (株) ブラザ企画 (フラチナくるみん)★	奥州市	宿泊業	24 (社福) ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業
7 (株) 岩手日報社	盛岡市	情報通信業	25 岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業
8 社陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	26 (社福) 新生会	矢巾町	障害者福祉業
9 (株) 平金商店	盛岡市	卸小売業	27 (株) 水清建設	矢巾町	建設業
10 (株) テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	28 (株) 日盛ハウジング	盛岡市	建設業
11 山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	29 (株) 北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
12 (社福) 東和仁寿会	花巻市	医療福祉業	30 (社福) 岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業
13 (株) グランツ	花巻市	医療福祉業	31 (株) 北日本銀行	盛岡市	金融業
14 (社福) 和江会	北上市	医療福祉業	32 東北日東工業(株)	花巻市	製造業
15 (株) 丹野組	二戸市	建設業	33 (社福) いつつ星会	二戸市	医療福祉業
16 盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業	34 (株) 長島製作所	一関市	製造業
17 (社福) 誠心会	葛巻町	医療福祉業	35 岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業
18 白金運輸(株)	奥州市	運輸業			



女性活躍推進法に基づく

えるぼし認定企業

—女性の活躍が進んでいる企業です—

企業名	所在地	業種	企業名	所在地	業種
1 (株) 葉王堂	矢巾町	小売業	7 岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業
2 (株) 岩手銀行	盛岡市	金融業	8 第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
3 (株) 東北銀行	盛岡市	金融業	9 (有) オーツー	盛岡市	建設業
4 (株) ブラザ企画	奥州市	宿泊業	10 (株) ベアレン醸造所	盛岡市	製造業
5 イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	11 (社福) とおの松寿会	遠野市	医療福祉業
6 (社福) 永友会	盛岡市	医療福祉業			

お問い合わせは

岩手労働局

ユースエール認定については

職業安定部職業安定課 (TEL: 019-604-3004)

くるみん、フラチナくるみん、えるぼし認定については

雇用環境・均等室 (TEL: 019-604-3010)

【ユースエール】



若者雇用促進法に基づく認定制度。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」と認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

○主な認定基準

- ・若者（新規学卒含む）対象の正社員求人を行っていること
- ・若者の人材育成に積極的に取り組んでいること
- ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下であること
ただし、採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ。
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上であること
- ・直近3事業年度において男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること
- ・青少年雇用情報について公表していること
- ・過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと など

【くるみん・プラチナくるみん】



次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画的に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

○主な認定基準

- ・行動計画に定めた全ての目標を達成したこと
- ・計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることまたは育児休業取得者及び小学校就学前の子の育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者の割合が15%以上であり、かつ育児休業取得者が1人以上いること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイム労働者等の法定時間外、法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること
- ・所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること

【えるぼし】



女性活躍推進法に基づく認定制度。

自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表を行い（301人以上の大企業は義務）、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

○主な認定基準

以下の、1から5の評価基準を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

【評価項目1：採用】（区）

直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が雇用管理区分ごとに同程度であること（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る）

【評価項目2：継続就業】（区）

直近の事業年度の「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）等

【評価項目3：労働時間等の働き方】（区）

直近の事業年度の各月ごとに、雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、全て45時間未満であること等

【評価項目4：管理職比率】

直近の事業年度の管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること等

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業は1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

岩手労働局 認定部

(認定制度を推進するプロジェクトチーム)

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

連絡先

■くるみん・プラチナくるみん・えるぼし

岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL 019-604-3010

■ユースエール

岩手労働局 職業安定部職業安定課 TEL 019-604-3004